

- 1 乳 幼 児
- 2 重度心身障害者(児)
- 3 母子家庭等

医療費受給者別一覧表

医療機関コード

平成 年 月 診療分 医療機関名

番号	受給者番号	受給者氏名	診療科目	総点数	請求額	入院年月	入院開始日	入院日	院数	附加給付※	高額療養費※	備考
1												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
2												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
3												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
4												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
5												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
6												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
7												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
8												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
9												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
10												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
11												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
12												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
13												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
14												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
15												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
16												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
17												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
18												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
19												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
20												社本・社扶・国(一般・退本・退扶)
小計				点	円					円	円	

(注) ※印は、記入しないでください。

乳幼児医療費助成制度



1 受給資格期間は・・・

出生日または転入日から、満6歳の誕生日の属する月の末日まで

(1日生まれの方は誕生日の前月の末日まで)

※ 出生日または転入日と一緒に手続きをしましょう。(手続き完了後、医療証をお渡しします。)

2 手続きは・・・

対象となる方は、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所の窓口で、**支給資格申請の手続き**をしてください。

3 手続きに必要なものは・・・

- 健康保険証 (組合員証 お子さんの氏名が入ったもの)
- 印鑑
- 普通預金通帳 (郵便局は除く)
- 家族療養費納付証明書
- 転入された方は、前住所地 (平成 年 月 1日現在) の平成 年度の所得課税証明書 1通



4 医療費助成の範囲は・・・

市が助成するのは、**保険適用部分のみ**です。

- ・ 入院の場合…食事代・差額ベッド代等は含まれません。
- ※ 養育医療対象者等の場合は、県知事が決めた自己負担額 (費用徴収額) が助成対象額となります。
- ※ 高額療養費等に該当する場合は、保険者からの高額療養費及び治療用器具の対象支給額を差し引いた額となります。

なお、高額療養費及び治療用器具等については、**保険者への申請も必要**となります。

5 「医療証」の有効期間は・・・

通常は満6歳に達した日の属する月の末日までになっています。

ただし、第6歳に達する前に資格がなくなったり、他の医療制度に移行した場合はこの限りではありません。

6 医療機関 (医科・歯科) 調剤薬局にかかるときは・・・

○ 市内の医療機関・調剤薬局の場合

健康保険証と「医療証」を医療機関・調剤薬局の窓口にお持ち表示して受診して

ください。保険適用部分を支払わずに受診できます。

(医療機関・調剤薬局から市へ請求)

○ ^{県外}市外の医療機関・調剤薬局の場合

健康保険証と「医療証」を医療機関・調剤薬局の窓口にお持ち表示して受診して

ください。受診後、自己負担分を支払ったうえで下記の要領で医療費助成金の支給申請を行ってください。

医療費助成金の支給申請書

「観音寺市市民医療費助成金支給申請書」に必要な事項を記入・押印のうえ、受診した医療機関・調剤薬局で「医療機関等記入欄」に証明をもらったものを提出してください。

◎ 提出先：市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所

※ 申請書は、1つの医療機関・調剤薬局で1か月に1枚です。

※ 申請期間は、診療月の翌月から1年以内です。

※ 申請内容を確認した後、届けられた口座に振り込みます。

(高額療養費等に該当する場合は、この限りではありません。)
※ 国立病院機構普通病院・香川リハビリ病院については、病院専用の申請書に記入し、申請してください。

< 注 意 >

① 資格がなくなったときは、必ず「医療証」をお返しください。

・ 転出したとき

・ 有効期限が切れたとき

・ その他

② 届出事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

・ 加入している健康保険の種類や記号、番号が変わったとき

・ 住所や氏名が変わったとき

・ その他

・ 振り込み口座の変更

※ 必ず、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所の窓口で、健康保険証と医療証、印鑑をご持参のうえ変更手続きを行ってください。

③ 住民税が非課税世帯の方は、入院時に医療機関に減額認定証を提示すれば、食事代が減額されます。減額認定証が必要の方は、入院する前に各保険者へ申請してください。



ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

観音寺市役所	健康増進課	医療係	TEL 23-3927
大野原支所	福祉保健課	保健係	TEL 54-5706
豊浜支所	福祉保健課	福祉係	TEL 52-1204

裏面もあります。

母子家庭等医療費助成制度

1 対象となる方は・・・

- 母子家庭の母と児童
 - 父子家庭の児童
 - 父母のいない児童
 - 父母のいない児童（弟・妹）を扶養する姉など
- ※いずれも児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方です。

2 いつから受給資格が・・・

申請した日の属する月の初日、または転入日から受給資格ができます。
(資格確認の関係で、さかのぼる場合もあります。)

3 資格の制限は・・・

所得による受給資格制限があります。(前年分所得)

4 手続きは・・・

新しく対象となる方は、市役所健康増進課(伊吹町の方は、伊吹支所の窓口)、大野原支所、または豊浜支所で申請手続きをしてください。

5 手続きに必要なもの・・・

- 母子(父子)家庭を証明するもの
- 戸籍謄本(児童が母の戸籍に入ったもの)、児童扶養手当証書、その他の証明書など
- 健康保険証(組合員証)
- 印鑑
- 普通預金通帳(ただし、郵便局は除く)
- 家族療養費附加給付証明書
- 転入された方は、前住所(平成 年1月1日現在の平成 年度 所得課税証明書 1通)

6 助成の範囲は・・・

市が助成するのは、保険診療による自己負担分です。
老人保健法の一部負担金も助成対象となります。

7 医療証の有効期間は・・・

所得制限等の関係で、毎年8月1日に更新を行っています。このため、医療証の有効期間は通常7月31日までとなります。ただし、7月31日以前に資格がなくなる場合、または他の制度に移行する場合は、この限りではありません。

8 医療機関(内科・歯科・薬局等)にかかるときは・・・

○ 市の医療機関
健康保険証に「医療証」を添えて医療機関窓口にて提示して受診してください。保険診療の自己負担分を支払わずに受診できます。(医療機関等から市へ請求)

○ 市外・果外の医療機関

健康保険証に「医療証」を添えて医療機関窓口にて提示して受診してください。受診後、自己負担分を支払ったうえで、次の要領で助成金の支給申請を行ってください。

医療費助成金の支給申請手続

「観音寺市市民医療費助成金支給申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、受診した医療機関で「医療機関等記入欄」に記入・押印をしてもらって提出してください。

提出先 市役所健康増進課 伊吹支所 大野原支所、または豊浜支所

※ 申請書は、1つの医療機関・調剤薬局で1か月に1枚です。

※ 申請期間は、診療月の翌月から1年以内です。

※ 申請内容を確認した後、診療月の約2か月後の月末(最遅の場合)に届けられた口座へ振り込みます。(高額療養費等に該当する場合は、この限りはありません。)

※ 国立病院機構普通寺病院、香川小児病院等については、病院の申請書を使用し、病院へ申請してください。

< 注意 >

- ① 資格がなくなったときは、必ず「医療証」をお返しください。
・ 転出したとき ・ 有効期限が切れたとき ・ その他
- ② 届出事項に変更があったときは、速やかに届けてください。
・ 加入している健康保険の種類や記号、番号が変わったとき
・ 住所や氏名が変更になったとき ・ その他
※ 健康保険証、印鑑、医療証をご持参ください。
- ③ お子さんの年齢到達に伴い、18歳未満のお子さんがいなくなった母なども資格を失います。
- ④ 住民税が非課税世帯の方は、入院の場合、医療機関にて減額認定証を提示すれば、食事代が減額されます。減額認定証が必要な方は、入院する前に各保険者へ申請してください。
- ⑤ 母子家庭等で6歳未満のお子さんがいる場合は、乳幼児医療費助成制度を優先します。乳幼児医療は6歳の誕生日の月末(1日生まれの人は誕生日の前月の月末)までが有効期限となっています。継続して医療費助成を受けるためには、母子家庭等医療費助成制度の申請を、必ず6歳の誕生日の翌月中(1日生まれの人は誕生日中)にしてください。(申請が遅れると、継続して医療費助成を受けることができない場合があります。)



ご不明な点があれは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

観音寺市役所 健康増進課 医療係 内23-3927
大野原支所 福祉保健課 保健係 内54-5706
豊浜支所 福祉保健課 福祉係 内52-1204

裏面もあります。



心身障害者（児）医療費助成制度（老人保健用）

◆ 対象となる方は…

- 身体障害者手帳 1級～4級の手帳を所持の方
 - 療育手帳 ㊶・A・㊷・Bの手帳を所持の方
 - 戦傷病者手帳 項症～第2款症の手帳を所持の方
- ただし、**所得制限の限度額以内の方**

◆ いつから資格が…

申請した日の属する月の初日から受給資格ができます。

◆ 手続きは…

新しく対象となる方は、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所の窓口で申請手続きをしてください。

◆ 手続きに必要なものは…

- 身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳
 - 健康保険証（組合員証）
 - 印鑑
 - 普通預金通帳（郵便局は除く）
 - 家族療養費附加給付証明書
 - 転入された方は、前住所（平成 年1月1日現在の平成 年度の所得課税証明書1通
- ◆ 助成の範囲は…

市が助成するのは、**保険適用部分のみ**です。

※ 更正医療等の他の法律により給付を受けている場合は、その給付額を差し引いた額です。

※ 高額医療費等に該当する場合は、保険者からの高額療養費及び治療用器具の対象支給額を差し引いた額です。

老人保健法の一部負担金も助成の対象となります。

（この場合の助成金は、全ての医療機関について申請が必要となります。）

◆ 医療証の有効期間は…

所得制限等の関係で、毎年8月1日に更新を行なっております。このため、医療証の有効期間は通常7月31日までとなります。

なお、7月31日以前に資格がなくなる場合、または他の制度に移行する場合は、この限りではありません。

お医者さんにかかるときは…

◆ 老人保健法による一部負担金の場合

健康保険証と老人保健法医療受給者証及び「医療証」を医療機関・調剤薬局の窓口に表示提示のうえ、**自己負担分を支払って受診して**ください。受診後、下記の要領で医療費助成金の支給申請を行ってください。

◎ 医療費助成金の申請手続き…

観音寺市市民医療費助成金支給申請書（緑色）（ただし、国立病院機構善通寺病院については、病院の申請書を使用。）に必要な事項を記入・押印のうえ、受診した医療機関・調剤薬局で「医療機関等記入欄」に証明してもらい市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所へ提出してください。

申請書は、**1つの医療機関・調剤薬局で1ヵ月に1枚**です。

請求期間は、診療月の翌月から**1年以内**です。

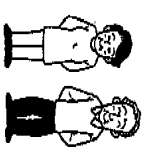
申請内容を確認した後、届けられた口座に振込みます。

◆ 注意

1. 市外へ転出されたとき、医療証の有効期間が切れたとき等で資格を喪失されたときは、この医療証は使えませんので、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所へ必ずお返しください。
2. 加入している健康保険の種類や記号・番号が変わったとき、または住所・氏名等が変わったときは、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所の窓口で、健康保険証・医療証・印鑑をご持参のうえ、変更手続きを行ってください。
3. 振込口座を変更する場合も届出が必要です。
4. 住民税が非課税世帯の方は、入院時に医療機関に減額認定証を提示すれば、食事が減額されます。減額認定証が必要な方は、入院する前に**各保険者へ申請**してください。

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

観音寺市役所	健康増進課	医療係	TEL 23-3927
大野原支所	福祉保健課	保健係	TEL 54-5706
豊浜支所	福祉保健課	福祉係	TEL 52-1204





心身障害者（児）医療費助成制度

◆ 対象となる方は…

- 身体障害者手帳 1級～4級の手帳を所持の方
 - 療育手帳 ①・A・③・Bの手帳を所持の方
 - 戦傷病者手帳 項症～第2款症の手帳を所持の方
- ただし、**所得制限の限度額以内の方**

◆ いつから資格が…

申請した日の属する月の初日から受給資格ができます。

◆ 手続きは…

新しく対象となる方は、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所の窓口で申請手続きをしてください。

◆ 手続きに必要なものは…

- 身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳
- 健康保険証（組合員証）
- 印鑑
- 普通預金通帳（郵便局は除く）
- 家族療養費附加給付証明書
- 転入された方は、前住所（平成 年1月1日現在）の平成 年度の所得課税証明書1通



◆ 助成の範囲は…

市が助成するのは、**保険適用部分のみ**です。

※ 更正医療等の他の法律により給付を受けている場合は、その給付額を差し引いた額です。

※ 高額療養費等に該当する場合は、**保険者からの高額療養費及び治療用器具の対象支給額を差し引いた額**です。

◆ 医療証の有効期間は…

所得制限等の関係で、毎年8月1日に更新を行なっております。このため、医療証の有効期間は通常7月31日までとなります。

なお、7月31日以前に資格がなくなる場合、または他の制度に移行する場合は、この限りではありません。

お医者さんにかかるときは…

◆ 市内の医療機関（内科・歯科）・調剤薬局の場合

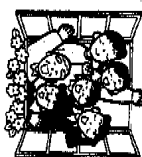
健康保険証と「医療証」を医療機関・調剤薬局の窓口**必ず提示**して受診してください。保険適用部分を支払わずに受診できます。（医療機関・調剤薬局から市へ請求）

◆ 市外・県外の医療機関（内科・歯科）・調剤薬局の場合

健康保険証と「医療証」を医療機関・調剤薬局の窓口**必ず提示**して受診してください。受診後、**自己負担分を支払ったうえで**、下記の要領で医療費助成金の支給申請を行ってください。

◎ 医療費助成金の申請手続き

観音寺市市民医療費助成金支給申請書（ただし、国立病院機構香川小児病院については、病院の申請書を使用。）に必要な事項を記入・押印のうえ、受診した医療機関・調剤薬局で「医療機関等記入欄」に証明してもらい市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所へ提出してください。申請書は、**1つの医療機関・調剤薬局で1カ月に1枚**です。請求期間は、診療月の翌月から1年以内です。申請内容を確認した後、届けられた口座に振り込みます。



1. 市外へ転出されたとき、医療証の有効期間が切れたとき等で資格を喪失されたときは、この医療証は使えませんので、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所へ必ずお返しください。

2. 加入している健康保険の種類や記号・番号が変わったとき、または住所・氏名等が変わったときは、市役所健康増進課、伊吹支所、大野原支所、または豊浜支所の窓口で、健康保険証・医療証・印鑑をご持参のうえ、変更手続きを行ってください。

3. 振込口座を変更する場合も届出が必要です。

4. 住民税が非課税世帯の方は、入院時に医療機関に減額認定証を提示すれば、食事が減額されます。減額認定証が必要な方は、入院する前に各保険者へ申請してください。

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

観音寺市役所	健康増進課	医療係	ℓ 23-3927
大野原支所	福祉保健課	保健係	ℓ 54-5706
豊浜支所	福祉保健課	福祉係	ℓ 52-1204